

10年保存

基発第0825001号
職発第0825005号
雇児発第0825004号
平成15年8月25日

各都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公印省略)

厚生労働省職業安定局長
(公印省略)

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公印省略)

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく厚生労働大臣の権限
の都道府県労働局長への委任について」の一部改正について

標記については、今般、平成12年12月20日付け基発第760号、女発第285号、職発第709号「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく厚生労働大臣の権限の都道府県労働局長への委任について」を下記のとおり改正することとしたので、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成5年法律第76号。以下「法」という。）第10条の取扱い等については、これにより円滑な実施を図られたい。

記

1 一部改正の趣旨

法第8条に基づく「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」（平成5年労働省告示第118号。以下「指針」という。）については、本日、「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針の一部を改正する件」（平成15年厚生労働省告示第297号）によりその一部が改正され、平成15年10月1日から適用することとされたところである。これに伴い、所要の改正を

行うものであること。

- 2 平成12年12月20日付け基発第760号、女発第285号、職発第709号「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく厚生労働大臣の権限の都道府県労働局長への委任について」の一部改正

記の2(3)ハ中「(イ)～(ニ)」を「(イ)～(ハ)」に改める。

記の2(3)ハ(イ)中「第2の1」を「第3の1」に改め、同(ロ)中「第2の2」を「第3の2」に改め、同(ニ)中「第2の4」を「第3の5及び第3の6」に改め、同(ニ)を同(ホ)とし、同(ハ)中「第2の3」を「第3の4」に改め、同(ハ)を同(ニ)とし、同(ロ)の次に次を加える。

(ハ) 第3の2の(7)及び第3の3については、短時間労働者の福祉の増進の観点から、雇用均等室が、適正な労働条件の確保に係るものについては労働基準部、雇用管理の改善に係るものについては職業安定部と協議しながら、行うこと。

記の2(3)ハ(ホ)の次に次を加える。

(ハ) 第3の事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置を講ずるに当たって、第2の「職務が通常の労働者と同じ」かどうか、同じ場合は1又は2のいずれに当たるかの判断が求められた場合については、雇用均等室が中心となって判断を行うこと。

記の2(4)を次のように改める。

(4) 各行政部門間の連携

イ 所管部室間の連携

(イ) 法第10条に基づき行うべき助言等の内容が複数の行政部門にわたる事案については、関係行政部門間で十分連携し、必要に応じて総務部とも連携しつつ、当該事案の内容に応じて労働局内での主担当を決めた上で、労働局で一括して助言等を行うよう努めること。

(ロ) 上記(イ)の事案に限らず、指導又は勧告を行った場合には、当該指導又は勧告の内容を労働局内の各行政部門間で相互に情報提供するよう努めること。

ロ 総合労働相談等との関係

個別労働紛争解決制度に係る総合労働相談等の業務処理については、平成15年4月1日付け厚生労働省発地第0401002号、基発第0401014号、職発第0401029号、雇児発第0401011号「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく個別労働紛争解決制度の運用について」により行うこと。

「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく厚生労働大臣の権限の都道府県労働局長への委任について」(平成12年12月20日付け基発第760号、女発第285号、職発第709号)の一部改正について新旧対照表

改正後	現行
<p style="text-align: center;">記</p> <p>(1 略)</p> <p>2 都道府県労働局長による助言等の実施について</p> <p> (1)～(2) 略</p> <p>(3) 都道府県労働局における業務分担</p> <p> (イ～ロ 略)</p> <p>ハ 指針(法第8条)</p> <p> 「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」(平成5年労働省告示第118号)に定める事項についての業務分担は、以下の(イ)～(ハ)のとおりであること。</p> <p> このうち、労働基準法等他の法律に基づく措置が定められている部分については、それぞれの法律に基づく監督指導等を行い、それ以外の部分については、法第10条に基づく助言等を行うこと。</p> <p> (イ) <u>第3の1</u>については、(1)、(2)、(4)、(6)、(7)、(9)及び(10)(ロを除く。)については労働基準部、(5)のイについては職業安定部、(10)のロについては雇用均等室が行うこと。また、(3)、(5)のロ及び(8)については、適正な労働条件の確保については労働基準部、雇用管理の改善につい</p>	<p style="text-align: center;">記</p> <p>(1 略)</p> <p>2 都道府県労働局長による助言等の実施について</p> <p> (1)～(2) 略</p> <p>(3) 都道府県労働局における業務分担</p> <p> (イ～ロ 略)</p> <p>ハ 指針(法第8条)</p> <p> 「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」(平成5年労働省告示第118号)に定める事項についての業務分担は、以下の(イ)～(ニ)のとおりであること。</p> <p> このうち、労働基準法等他の法律に基づく措置が定められている部分については、それぞれの法律に基づく監督指導等を行い、それ以外の部分については、法第10条に基づく助言等を行うこと。</p> <p> (イ) <u>第2の1</u>については、(1)、(2)、(4)、(6)、(7)、(9)及び(10)(ロを除く。)については労働基準部、(5)のイについては職業安定部、(10)のロについては雇用均等室が行うこと。また、(3)、(5)のロ及び(8)については、適正な労働条件の確保については労働基準部、雇用管理の改善につい</p>

ては職業安定部が行うこと。

(ロ) 第3の2については、(2)及び(4)から(6)までは職業安定部、(3)は雇用均等室が行うこと。

(ハ) 第3の2の(7)及び第3の3については、短時間労働者の福祉の増進の観点から、雇用均等室が、適正な労働条件の確保に係るものについては労働基準部、雇用管理の改善に係るものについては職業安定部と協議しながら、行うこと。

(ニ) 第3の4については、適正な労働条件の確保については労働基準部、雇用管理の改善については職業安定部が行うこととするが、「通常の労働者と同様の就業の実態」にあるか否かの判断については、雇用均等室と、事案の内容に応じ労働基準部又は職業安定部とが連携して対応すること。

(ホ) 第3の5及び第3の6については、雇用均等室が行うこと。

(ヘ) 第3の事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置を講ずるに当たって、第2の「職務が通常の労働者と同じ」かどうか、同じ場合は1又は2のいずれに当たるかの判断が求められた場合については、雇用均等室が中心となって判断を行うこと。

(二 略)

(4) 各行政部門間の連携

イ 所管部室間の連携

(イ) 法第10条に基づき行うべき助言等の内容が複数の行政部

ては職業安定部が行うこと。

(ロ) 第2の2については、(2)及び(4)から(6)までは職業安定部、(3)は雇用均等室が行うこと。

(ハ) 第2の3については、適正な労働条件の確保については労働基準部、雇用管理の改善については職業安定部が行うこととするが、「通常の労働者と同様の就業の実態」にあるか否かの判断については、雇用均等室と、事案の内容に応じ労働基準部又は職業安定部とが連携して対応すること。

(ニ) 第2の4については、雇用均等室が行うこと。

(二 略)

(4) 各行政部門間の連携

イ 法第10条に基づき行うべき助言等の内容が複数の行政部門にわたる事案については、関係行政部門間で十分連携し、

門にわたる事案については、関係行政部門間で十分連携し、必要に応じて総務部とも連携しつつ、当該事案の内容に応じて労働局内での主担当を決めた上で、労働局で一括して助言等を行うよう努めること。

ロ 上記(イ)の事案に限らず、指導又は勧告を行った場合には、当該指導又は勧告の内容を労働局内の各行政部門間で相互に情報提供するよう努めること。

ロ 総合労働相談等との関係

個別労働紛争解決制度に係る総合労働相談等の業務処理については、平成 15 年 4 月 1 日付け厚生労働省発地第 0401002 号、基発第 0401014 号、職発第 0401029 号、雇児発第 0401011 号「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく個別労働紛争解決制度の運用について」により行うこと。

必要に応じて総務部とも連携しつつ、当該事案の内容に応じて労働局内での主担当を決めた上で、労働局で一括して助言等を行うよう努めること。

ロ 上記イの事案に限らず、指導又は勧告を行った場合には、当該指導又は勧告の内容を労働局内の各行政部門間で相互に情報提供するよう努めること。

(参考)

基発第760号

女発第285号

職発第709号

平成12年12月20日

改正 平成15年8月25日

各都道府県労働局長 殿

労働省労働基準局長
(公印省略)

労働省女性局長
(公印省略)

労働省職業安定局長
(公印省略)

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律に基づく厚生労働大臣の権限の
都道府県労働局長への委任について

短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(以下「法」という。)第10条については、中央省庁等改革関係法施行法(平成11年法律第160号)により改正され、同条に基づく厚生労働大臣の権限が都道府県労働局長に委任できるとされたところである。また、これに伴い、中央省庁等改革のための関係労働省令の整備等に関する省令(平成12年労働省令第41号)において、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律施行規則(以下「則」という。)についても改正されたところであり、これらは平成13年1月6日から施行されることとなっている。

改正後の法第10条の取扱い等については下記のとおりであるので、その円滑な実施を図られたい。

記

1 法第10条の改正の趣旨

地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第78号)における労働省設置法の一部改正により、本年4月に都道府県労働局が設置され、地方における労働行政の総合的な実施体制ができたこと等を踏まえ、法第10条第1項に基づく厚生労働大臣の報告徴収、助言、指導及び勧告(以下「助言等」という。)の権限について、厚生労働大臣が全国的に重要であると認めた事案に係るものを除き、都道府県労働局長が行うこととしたものであること(法第10条第2項、則第3条の2)。

2 都道府県労働局長による助言等の実施について

(1) 助言等の範囲及び区分

都道府県労働局長の行う助言等は、平成5年12月1日付け基発第663号、婦発第272号、職発第839号、能発第280号「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の施行について」(以下「基本通達」という。)の記の10イ～ニに準じて行うこと。

なお、基本通達の記の10ハの「改善を行うためには強い要請が必要であると認められるもの」とは、具体的には助言を行っても事業主に改善措置を講じる意向が確認できないものを、また同ニの「改善を行うためには更に強い要請が特に必要であると認められるもの」とは、指導を行っても事業主に改善措置を講じる意向が確認できないものをいうこと。

(2) 厚生労働大臣の行う助言等

法第10条第2項及び則第3条の2の規定に基づき、厚生労働大臣が助言等を行う全国的に重要である事案とは、おおむね以下のいずれかに該当する事案をいうものであること。

- ① 広範な都道府県にまたがり、事案の処理に当たり各方面との調整が必要であると考えられる事案
- ② 事案の性質上広範な社会的影響力を持つと考えられる事案
- ③ 都道府県労働局長による勧告を行っても改善の意向がみられず、悪質かつ重大な事案

なお、②については、企業の規模、事業に係るパートタイム労働者の数等を考慮すること。また、③における「悪質」とは、度重なる説得に応じない等遵法意識の全く見られない場合を、「重大」とは、事業主の措置により不利益を被るパートタイム労働者が多数いる場合や社会的影響が大きい場合をいうこと。

(3) 都道府県労働局における業務分担

助言等を行う場合の都道府県労働局内における業務分担は、基本通達の記の14(7)に準じ、次のとおりとすること。

イ 労働条件に関する文書の交付(法第6条)

労働条件に関する文書の交付についての助言等は、労働基準部が行うこと。

ロ 就業規則の作成の手續(法第7条)

就業規則の作成の手續についての助言等は、労働基準部が行うこと。

ハ 指針(法第8条)

「事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置に関する指針」(平成5年労働省告示第118号)に定める事項についての業務分担は、以下の(イ)～(ハ)のとおりであること。

このうち、労働基準法等他の法律に基づく措置が定められている部分については、それぞれの法律に基づく監督指導等を行い、それ以外の部分については、法第10条に基づく助言等を行うこと。

(イ) 第3の1については、(1)、(2)、(4)、(6)、(7)、(9)及び(10)(ロを除く。)

については労働基準部、(5)のイについては職業安定部、(10)のロについては雇

用均等室が行うこと。また、(3)、(5)のロ及び(8)については、適正な労働条件の確保については労働基準部、雇用管理の改善については職業安定部が行うこと。
(ロ) 第3の2については、(2)及び(4)から(6)までは職業安定部、(3)は雇用均等室が行うこと。

(ハ) 第3の2の(7)及び第3の3については、短時間労働者の福祉の増進の観点から、雇用均等室が、適正な労働条件の確保に係るものについては労働基準部、雇用管理の改善に係るものについては職業安定部と協議しながら、行うこと。

(ニ) 第3の4については、適正な労働条件の確保については労働基準部、雇用管理の改善については職業安定部が行うこととするが、「通常の労働者と同様の就業の実態」にあるか否かの判断については、雇用均等室と、事案の内容に応じ労働基準部又は職業安定部とが連携して対応すること。

(ホ) 第3の5及び第3の6については、雇用均等室が行うこと。

(ヘ) 第3の事業主が講ずべき短時間労働者の雇用管理の改善等のための措置を講ずるに当たって、第2の「職務が通常の労働者と同じ」かどうか、同じ場合は1又は2のいずれに当たるかの判断が求められた場合については、雇用均等室が中心となって判断を行うこと。

二 短時間雇用管理者（法第9条）

短時間雇用管理者の選任についての助言等は、雇用均等室が行うこと。

(4) 各行政部門間の連携

イ 所管部室間の連携

(イ) 法第10条に基づき行うべき助言等の内容が複数の行政部門にわたる事案については、関係行政部門間で十分連携し、必要に応じて総務部とも連携しつつ、当該事案の内容に応じて労働局内での主担当を決めた上で、労働局で一括して助言等を行うよう努めること。

(ロ) 上記(イ)の事案に限らず、指導又は勧告を行った場合には、当該指導又は勧告の内容を労働局内の各行政部門間で相互に情報提供するよう努めること。

ロ 総合労働相談等との関係

個別労働紛争解決制度に係る総合労働相談等の業務処理については、平成15年4月1日付け厚生労働省発地第0401002号、基発第0401014号、職発第0401029号、雇児発第0401011号「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律に基づく個別労働紛争解決制度の運用について」により行うこと。